

千葉県告示第626号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和7年7月22日

千葉市長 神谷俊一

開設者の名称	開設者の住所	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台4-6	ニチイケアセンター 千葉	千葉県緑区おゆみ野3-39-1 セントアベニュービル1F	令和7年5月31日